

クダー刻文の和訳

定方 晟

ボンベイの南45マイルのところクダー仏教遺跡がある。Burgess, J.: Report on the Buddhist Cave Temples and their Inscriptions, Archaeological Survey of Western India, Vol. IV, London, 1883 (Reprint, Varanasi, 1964) [以下、Burgess 本と呼ぶ]の pp. 12—17には26の窟院と28の刻文が言及されている。巻末には刻文の見とり写しが掲載され (plate XLV, XLVI), pp. 84—88にはそれをローマ字化したものと英訳とがある。私はそのローマ字文を、英訳を参照しながら、和訳する。

Burgess 本によると、刻文は「ペーリ語」で書かれているので古い時代のものである。ただし、No. 7、No. 8、No. 9、No. 10はサンスクリット語で書かれており、西暦5世紀から6世紀に属する。これら四つのサンスクリット刻文はNo. 6のペーリ語の刻文と同じ窟院 (Cave 6) に存在する。つまり、あるひとたちが既成の窟院に新たに彫刻を施して、その傍らに文字を刻んだのである。

奉獻者のなかには貿易商 (sethi) や組合長 (sathavaha) がいる。1世紀のなかごろアレクサンドリアの船乗りと思われるひとが『エリユトラ海案内記』を書いた。これはインドに出かけるローマ世界の商人たちにとってのいわばガイドブックであるが、当時の貿易の盛んなさまをいまに生き生きと伝えている。この本のなかに、インドの港市セーミュラが登場する。クダーはこれに近い。クダーの窟院に名をのこした貿易商たちはローマ世界の商人と交渉をもった人たちかもしれない。

インド語原文を掲げるにあたっては、Burgess 本の ṛi, ch, chh, sh, 長音符 ^ はそれぞれ r, c, ch, s, 長音符 ˘ に改めた。各刻文には静谷正雄『インド仏教碑銘目録』平楽寺書店、1979、の碑文番号を付しておく。ちなみに、静谷氏のNo.542は本論には存在しない。

No. 1 (Cave 1) 静谷 No. 537

mahābhojīya saḍageriya vijayāya putasa mahābhojasa maṁdavasa khaṁdapālī-tasa lekhakasa

sulasadataputasa utaradatāputasa ca sivabhūtisa saha bhayāya naṁdāya deya-dhaṁmaṁ [*leṇam* ॥]

藩王妃サダゲリー・ヴィジャヤーの息子である藩王マンダヴァ・カンダパーリタ (に仕える) 書記であり、スラスダタの子にしてウタラダターの子 (すなわちスラスダタを父としウタラダターを母とする息子) なるシヴァプーティが、妻ナンダーとともに

クダー刻文の和訳

(おこなう) 窟院の布施行。

No. 2 (Cave 3) 静谷 No. 538

… bhūtiśa

… lenaṃ

…ブーティの…窟院。

No. 3 (Cave 5) 静谷 No. 539

poḍhio be 2 deyadhamāṃ.

…水槽二(2)基の布施行。

No. 4 (Cave 5) 静谷 No. 540

sidhaṃ therā(ṇam bhadaṃta) s[iva]da-

taṇa a(tevāsino) pava(ḍa)ta-

sa go ā (ḍa)ma leṇaṃ

sātimita

yā

ya

成就あれ。長老である大徳シヴァダタの弟子である…の窟院の布施行。…サーティミ
タ…。

No. 5 (Cave 5) 静谷 No. 541

siddhaṃ therāṇaṃ bhadata pā[sā]timitāna bhadaṃta

āgimita[tā](na) ca bhāgiṇeyiya pāva-

yitikāya nāganikāya duhutaya pāva-

yitikāya padumaṃnikāya deyadhammaṃ

leṇaṃ poḍhī ca sahā atevāsiniya bodhiya

saha ca ativāsiniya asālhamitāya [||]

成就あれ。長老である大徳サーティミタと大徳アーギミタ(両者)の姪(=姉または妹の娘)であり、出家者ナーガニカーの娘である出家者パドゥマニカー¹⁾の布施行なる窟院と水槽。女弟子ボーディおよび女弟子アサーラミターとともに。

1) すなわち、大徳サーティミタと大徳アーギミタと出家者ナーガニカーは兄弟姉妹である。原文は構文上つぎのようにも訳せる。「大徳サーティミタと大徳アーギミタ(両者)の姪(=姉または妹の娘)である出家者ナーガニカーの娘である出家者パドゥマニカー。」この場合、パドゥマニカーは両大徳の姪の娘ということになり、両大徳と彼女との年齢差はかなり開く。パドゥマニカーは弟子を持つくらいだから若くないとすれば、両大徳はかなりの老人ということになる。

№.6 (Cave 6) 静谷 №.543

mahābhōjiya sādageriya vijayāya¹⁾
 mahābhōjasa maṁdavasa khaṁdapālitasa upajīvināṁ
 sulasadatasa utaradatāya ca putānaṁ bhātūnaṁ lekha-
 kā sivabhūtīmhā kaneṭhasa sivamasa deyadhaṁmaṁ lenaṁ
 saha bhayāya vijayāya putānaṁ ca sa sulasadatasa siva-
 pālitasa sivadatasa sapilasa ca selarūpakamaṁ duhutūnaṁ
 sa sapāya sivapālītāya sivadatāya sulasadatāya ca thambhā

藩王妃サダゲリー・ヴィジャヤーの息子である藩王マンダヴァ・カンダパーリタに仕える兄弟たち——スラサダタとウトラダターの息子たち（すなわちスラサダタを父とシウトラダターを母とする息子たち）——のうちの書記シヴァブーティの次弟²⁾のシヴァマ³⁾が妻ヴィジャヤーとともに(おこなう)窟院の布施行⁴⁾。その息子スラサダタ、シヴァパーリタ、シヴァダダ、サピラの(布施行なる)石彫。その娘(嫁?)⁵⁾サパー、シヴァパーリター、シヴァダター、スラサダターの(布施行なる)柱(複数)。

1) 図版では Vijayāya のうしろにはっきり putasa と書いてある。

2) sivabhūtīmhā kaneṭhasa sivamasa(Skt. śivabhūteḥ [abl.] kaniṣṭha[kanaの最上級]sya śivamasya)の正確な意味はとりにくい。Burgess 本は、Sivama をさして his next younger brother (p.13) といったり、the youngest, after the writer Sivabhuti among the brothers (p.85) といったりしている。実際、「比較級は Ab. と共に用いられ、・・・最上級は G. 或いは L. と共に用いられる」(辻直四郎『サンスクリット文法』岩波全書、p.68) からである。しかし、一方、「比較級が最上級の代わりに用いられ、逆に後者が前者の代りをすることもある」(同上)。Monier の辞書にも Kaniṣṭha の訳の一つとして younger brother をあげている。ここでは、これらの説明にしたがって「次弟」と訳した。

3) Burgess 本は、解説の部でシヴァマをシヴァシャルマンと呼んでいる。

4) Burgess 本は、妻ヴィジャヤーは息子たちと組んで(夫とではなく)布施をおこなったと考えている。しかし、bhayāya vijayāya は saha の支配をうけて具格であり、putānaṁ は属格であり、形のうえで揃わない。

5) Burgess 本は、サパー(Skt.sarpa)、シヴァパーリター、シヴァダター、スラサダターをそれぞれサピラ(Skt.sarpila)、シヴァパーリタ、シヴァダダ、スラサダタの妻と考える。すなわち、かれは妻の名は夫の名に由来していると考えるのである。

№.7 (Cave 6)

deyadharmoyam śākyopā-
 sika[kā] vyāghra[ghri]kāyā yad atra
 puṇya[m] tadbhavatu mātāpitṛpū-
 rvvaṅgamaṁ kṛtvā sarvvasatvānā[m] anuttari[ra]jñā-
 nāvāpa[pta]ya[ye ||]

クダ-刻文の和訳

これは釈迦(の)優婆夷であるヴィヤーグリカーの布施行である。そこに存する福德は母と父を始めとする一切衆生の無上の知恵の獲得のためになりますように。

No. 8 (Cave 6)

deyadharmmoyam śākyabhikṣusa ...

sya yad atra puṇyam tad bhavatu mātā[pitṛpūrva]

ṅgamaṁ kri[kr]tvā sarvvasatvānā[m anuttarajñānāvāptaye]

これは積種比丘であるサ...の布施行である。そこに存する福德は母と父を始めとする一切衆生の無上の知恵の獲得のためになりますように。

No. 9 (Cave 6)

deyadharmmoyam śākyabhikṣu[kṣo]-

rbuddhasigha[simha]sya mātāpitṛ-

pūrvvaṅgamaṁ kṛtvā bhaṭāka[rka]caṁ[ca] ya-

datra puṇyam tad bhavatu sarvvasatvā-

nām anuttarajñānāvāptaye [||]

これは積種比丘であるブダシンの布施行である。そこに存する福德は母と父と師とを始めとする一切衆生の無上の知恵の獲得のためになりますように。

No. 10 (Cave 6)

(1) deyadharmmoyam śākyabhikṣoḥ

(2) yo lopaye[t]

saṅghadevasya atra ca

pa[m]camahāpā

1) ceṁdinakhetra[m] badhvā2) dī-

takaba[sam]yukto bhavet [t] ||

pamūlya buddhasya

dattaṁ [||]

(1) これは積種比丘であるサンガデーヴァの布施行である。またこれに関連して (atra) チェンディナ畑をもとにブダの灯明料を寄進する。

(2) 「破壊する者は五大罪³⁾にふさわしき者となるべし。」

1) 図版には kṣe とある。

2) Skt. baddhvā (√bandh の ind. participle)?

3) 五大罪 (pañca-mahā-pātaka) とは、バラモン殺し、飲酒、窃盗、師の妻を盗むこと、以上の四つの罪を犯す人と交わること。

No. 11 (Cave 7) 静谷 No. 544

māmakavejiyasa vejasa isirakhitupāsaka-

sa putasa vejasa somadevasa deyadhammaṁ lepaṁ

putasa ca sa nāgasa isirakhitasa sivaghosasa ca
duhutuya¹⁾ ca isipālitāya pusāya dhammāya sapāya ca [Ⅱ]

マーマカ医師族(?)の医師であり優婆塞であるインラキタの息子、医師ソーマデーヴァが、その息子のナーガ、インラキタ、シヴァゴーサ、娘のインパーリター、プサー、ダンマー、サバーとともに(おこなう)窟院の布施行。

1 Cf.matuya: sing. gen. 水野弘元『パーリ語文法』山喜房仏書林、昭和30年、p.81.

No.12 (水槽) 静谷 No. 545

maṅdavānaṃ parusa[si?]vama-
sa pa[pu]tasa kumārasa
madavasa deyadhama [Ⅱ]

マンダヴァ族の(長であるシヴァマの息子である?) マンダヴァ族のクマーラの布施行。

No.13 (Cave 9) 静谷 No. 546

ayitilu upāsakasa baṃmhanasa bhayāya bhayilāya baṃmaniya cetiyagharo de-
yadhammaṃ [Ⅱ]

バラモンのアイティル優婆塞の妻でバラモンのバイラーの布施行なる祠堂。

No.14 (Cave 10) 静谷 No. 547

mālākārasa vadrukasa putasa ma(ā)lākārasa sivapiri(?pāli)tasa deyadhamma
leṇaṃ [Ⅱ]

園丁ヴァドッカの息子の園丁シヴァピリタの布施行なる窟院。

No.15 (Cave 11) 静谷 No. 548

mahābhoja bā[likāya]…
maṅdaviya i…

藩王の娘(?)…にしてマンダヴァ族の女なるイ…の(布施行なる窟院)…。

No.16 (Cave 12) 静谷 No. 549

rājamacasa hālasa [duhu]-
tāya goyamāyā [leṇaṃ]

王の大臣(Skt.rāja-amātya)ハーラの娘ゴーヤンマーの(窟院)。

No.17 (Cave 13) 静谷 No. 550

mahābhoyasa sādakarasa sudamsaṇasa duhutuya vijayanikāya deyadhammaṃ

クダー刻文の和訳

lena [Ⅱ]

藩王サーダカラ (=サータカルニ家の出の?)・スダンサナ (=スダルシヤナ?)の娘(?)であるヴィジャヤニカーの布施行なる窟院。

No.18 (Cave 14) 静谷 No. 551

karahākaḍakasa lohavāṇṇiyaya mahikasa

deyadhammaṃ leṇaṃ [Ⅱ]

カラハーカダ在住の金物屋マヒカの布施行なる窟院。

No.19 (Cave 14 わきの水槽) 静谷 No. 552

gahapatino vasulasa

seṭhino sanā[*napoḍhi*]

組合長にして家長なるヴェスラの沐浴 (Skt.snāna) (水槽)。

No.20 (Cave 15) 静谷 No. 553

mahābhoje maṃdave kochipute velīdate ahilasa putasa adhagachakasa rāmada-tasa deya-

dhama cetiyagharo uyarako¹⁾ ca bhayāva²⁾ velidatāva deyadhammaṃ uyarako [Ⅱ]

コーター (=カウツァ族の女) を母とする、マンダヴァ族のヴェーリーダタが藩王であるときに、アヒラの息子でアダガチャカであるラーマダタが (おこなう) 祠堂と小室の布施行。その妻ヴェーリーダターの布施行なる小室。

1) Skt. uparodhaka?

2) 図版では bhayāva のうしろに sa がある。

No.21 (Cave 16) 静谷 No. 554

sa. sā …… [n]hu…

savaṃ ca āntivāsinya bodhiya [Ⅱ]

〔(身分の高い) 縁者ヴェンフヤーとともに。〕 および女弟子ボーディーとともに。

No.22 (Cave 16) 静谷 No. 555

sidham therāṇa bhayata

vijayāṇa ātivāsīṇiya

pavaṭtikāya sapilāya

deyadhammaṃ leṇaṃ saha sā-

lohitāhi veṇhuyāhi sa[ha] ca

69

(6)

ātivāsiṇiya bodhiya

成就あれ。長老・大徳ヴィジャヤの女弟子である出家者サピラーの布施行なる窟院。

(身分の高い) 縁者ヴェンフヤー¹⁾とともに。および女弟子ポーディとともに。

1) 女性の名。Burgess 本が venerable Venhuyā と訳しているのは、venhuyāhi という複数形を尊敬の複数形ととるからであろう。

No.23 (Cave 16) 静谷 No. 556

mālākārāsa mugudā[sasa] de-
yadhamma poḍhi [II]

園丁ムグダーサの布施行なる水槽。

No.24 (Cave 17) 静谷 No. 557

koṭa …… svāmiputasa gaha[pu]tiṇo sathavāhasa¹⁾ nāgasa leṇaṃ deyadhamma
[II]

…スヴァーミの息子であり家長であり貿易商であるナーガの布施行なる窟院。

1) Skt.sārthavāha (sa-artha-vāha, 薩宝)

No.25 (Cave 18) 静谷 No. 558

seṭhiṇo vasulaṇaka-
sa deyadhammaṃ leṇa [II]

組合長ヴァスラナカの布施行なる窟院。

No.26 (Cave 21) 静谷 No. 559

sethiṇo vasulaṇakasa
deyadhamma podhi [II]

組合長ヴァスラナカの布施行なる水槽。

No.27 (Cave 23) 静谷 No. 560

sathavāhasa vehamitasa bitiyikaya sivadatāya pū-
saṇakamātuya deyadhammaṃ leṇaṃ [II]

貿易商ヴェーハミタの妻で、プサナカの母であるシヴァダターの窟院の布施行。

No.28 (Cave 24) 静谷 No. 561

saṭhavāhasa aca[la]
dāsasa

クダー刻文の和訳

asālamitasa [le]ṇa[m] deyadhāmma saha
[ta]sa patho(?) dēya(?)

貿易商アチャ(ラ)ダーサの(息子である)アサーラミタの窟院の布施行。…とともに。…